

第42期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
 - 6. 業務の適正を確保するための体制 … 2 頁
及びその運用状況
- 連結計算書類
 - 連結注記表 …………… 7 頁
- 計算書類
 - 個別注記表 …………… 15 頁

株式会社メイコー

上記書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.meiko-elec.com/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成29年3月21日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、メイコーグループにおける業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じ、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

I. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び執行役員は、「メイコー経営理念」を通じて、当社及び当社子会社（以下、メイコーグループという。）における企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコー行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性について、情報発信及び教育を通じて、メイコーグループにおける周知徹底をはかる。
- ②コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス施策の立案・実施・モニタリング及びコンプライアンス違反事件についての分析と検討を行い、その結果を踏まえて再発防止策の立案・実施を推進する。
- ③監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。また、内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- ④取締役は、法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤総務本部は、総務部門、人事部門及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、メイコーグループにおける法令もしくは定款違反及び社内規程違反の発見、またはそのおそれのある事実の早期発見のため、その利用を促進する。
- ⑥当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報・文書について、情報セキュリティ方針、文書管理規程及び各管理マニュアルに基づき、文書もしくは電磁的記録により、適切に保存、管理を行う。
- ②当社は、取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が、随時これらの文書を閲覧できるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③当社は、技術上及び営業上の秘密について、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- ④当社は、個人情報保護法における個人情報について、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、メイコーグループを取り巻く、環境、災害、品質、情報セキュリティ等様々なリスクを想定して、「リスク管理基本規程」及び「緊急時対応マニュアル」の整備を行い、危機発生防止に努める。
- ②当社は、メイコーグループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
- ③当社は、お客様の生産計画への影響を最小限におさえるべく、BCP (Business Continuity Plan) を作成し、緊急時に備える。また、メイコーグループ会社においてBCPを作成させ緊急時に備える。
- ④総務本部は、メイコーグループにおいて、重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したとき、直ちに代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行うと同時に再発防止に努める。
- ⑤当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、メイコーグループのリスク管理の実施について監督する。
- ⑥リスク管理委員会は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会及び執行役員会において報告するものとし、特に重要なものについては取締役会及び執行役員会において十分な審議を行うものとする。
- ⑦内部監査部門は、メイコーグループにおけるリスク管理体制及びリスク管理の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定期的に取り締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
- ②取締役会は、メイコーグループの重要事項の決定並びに取締役の職務遂行状況の監督を行う。
- ③取締役会は、メイコーグループの中期経営目標並びに年間事業計画の決定と職務権限や意思決定ルール策定、及び月次・四半期業績管理を行う。
- ④取締役会は、執行役員会、取締役及び執行役員に対して権限移譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行体制を構築する。
- ⑤当社は、取締役会及びその他の業務執行の意思決定会議において、課題に対する進捗状況を確認し、適宜、改善策を実施する。

(5) メイコーグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコーグループ行動規範」を通じて、子会社の取締役及び使用人による遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

- ②当社は、メイコーグループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
- ③当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して、当該子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告もしくは承認伺いを必要とさせるほか、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行わせる。
- ④当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑤当社は、子会社を含め、全ての事業に関わるリスク管理を適切に行うため、リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク管理にかかわる課題・対応策を審議する。
- ⑥当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ⑦監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、メイコーグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
- ⑧当社は、メイコーグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門及び当社子会社は、関連する部門の支援の下で、これを実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な監査役業務補助者を、当社の使用人から任命する。使用人の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人の評価、任命、解任、人事異動等について、監査役の同意を得た上で決定する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ②当社は、前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先させる。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、株式会社メイコー及びメイコーグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項や、重要な法令違反その他コンプライアンス

スに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。

- ②当社は、子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制として、以下aからdについて定める。
 - a 子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - b 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、メイコーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または、メイコーグループのヘルプライン（内部通報）に通報する。
 - c ヘルプライン（内部通報）の担当部門は、メイコーグループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。
 - d 当社の内部監査部門、法務部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行ったメイコーグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をメイコーグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ②当社は、監査役職務の執行について生ずる合理的な費用等の支払いをするため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、代表取締役と監査役との間において、定期的に意見交換の機会を設けることにより、監査役が実効性ある監査を行うことができるように努める。
- ②監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換による連携を図る。
- ③監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席することができる。
- ④当社は、常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供する。

II.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部管理室に事務局を設置し、取締役会において決議した「業務の適正を確保するための体制」に基づき、関係部門と協議の上、グループにおける内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期は、内部統制上の重要性に鑑み、主に以下取り組みを実施しております。

(1) コンプライアンスに係る取り組み

全従業員へのEメールによる「コンプライアンスメールマガジン」の配信や社内ホームページへのコンプライアンス記事の掲載を実施し、従業員のコンプライアンス意識の醸成を進めました。

(2) リスク管理に係る取り組み

当期も引き続き、リスク管理委員会を開催し、全社的なリスクのモニタリングを行いました。特に今年は、グループにおける工場の防火管理体制確立のため、防火対策本部を設置し、各工場において設備・機器・施設等について、火災発生要因の総点検を行いました。また、大規模災害を想定した安否確認訓練も実施し、災害発生時の対応力の強化も進めました。

(3) 取締役の職務執行の効率性に係る取り組み

取締役会規則等に基づき、第42期において、取締役会（定例15回、臨時2回）、執行役員会（定例12回）を開催し、適宜、各上程事項を審議し、迅速かつ効率的な意思決定を行いました。また、毎週行われる情報交換会（朝会）、月次で開催される製販会議等を通じ、取締役がタイムリーに業績把握をしております。

(4) 監査役監査に係る取り組み

監査役は、本社各部門や海外事業所の監査、及び取締役会、執行役員会、情報交換会（朝会）など重要会議への出席や代表取締役・会計監査人等との定期的な会合を通じ、内部統制の整備状況・運用状況を確認致しました。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社メイコーテック
株式会社山形メイコー
株式会社エム・ディー・システムズ
株式会社メイコーテクノ
名幸電子香港有限公司
名幸電子(広州南沙)有限公司
広州名幸電路板有限公司
名幸電子(武漢)有限公司
MDS Circuit Technology, Inc.
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.
Meiko Electronics America, Inc.

(2) 非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

Meiko Electronics Europe GmbH
Meiko Schweizer Electronics Hong Kong Co., Limited
広州市斯皮徳貿易有限公司
Meiko Trading & Engineering Co., Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金はいずれも小規模であり、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社

非連結子会社 4社

Meiko Electronics Europe GmbH
Meiko Schweizer Electronics Hong Kong Co., Limited
広州市斯皮徳貿易有限公司
Meiko Trading & Engineering Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、名幸電子香港有限公司、名幸電子(広州南沙)有限公司、広州名幸電路板有限公司、名幸電子(武漢)有限公司、Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.、Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.、Meiko Electronics America, Inc.は平成28年12月31日が決算日であります。

連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③ たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ取引及び銅スワップ取引）
ヘッジ対象
相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの
 - ③ ヘッジ方針
ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。
ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。
 - ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
取引の内容については定期的に取締役会に報告しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ② 消費税等の会計処理の方法
税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「リース債務」（前連結会計年度577百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」（当連結会計年度287百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「スクラップ売却益」(前連結会計年度29百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」(当連結会計年度13百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 69,290 百万円 |
| 2. 受取手形割引高は、次のとおりであります。 | |
| 受取手形割引高 | 43 百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,803,320	—	—	26,803,320
A種優先株式(株)	50	—	—	50

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	629,244	—	—	629,244

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年11月10日 取締役会	A種優先株式	175	3,500,000.00	平成28年9月30日	平成28年12月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	261	10.00	平成29年3月31日	平成29年6月13日
平成29年5月29日 取締役会	A種優先株式	利益剰余金	175	3,500,000.00	平成29年3月31日	平成29年6月13日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子回路基板の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運用資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債務の残高の範囲内であるものを除き、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債権の残高の範囲内であるものを除き、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引及び銅の市場価格の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした銅スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4 会計方針に関する事項 (4)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、社内管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行い、経理本部で管理しております。デリバティブ取引の内容については、定期的に取り締役に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2.をご参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,421	17,421	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,035	22,035	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	862	862	—
資産計	40,319	40,319	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,194	13,194	—
(2) 短期借入金	12,292	12,292	—
(3) 長期借入金（※1）	36,215	36,339	124
(4) リース債務（※1）	3,770	3,803	32
負債計	65,473	65,630	156
デリバティブ取引（※2）	60	60	—

(※1)長期借入金及びリース債務には、1年内の返済予定分を含んでおります。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、その他有価証券において、連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	327	130	197
その他	62	55	7
小計	390	185	204
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	472	553	△81
小計	472	553	△81
合計	862	739	123

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、並びに(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップ取引の特例処理の対象とされており、当該金利スワップ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていない取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	3,343	—	△24	△24
	合計	3,343	—	△24	△24

時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18,696	11,952	△47
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,440	930	△14
	合計		20,136	12,882	△61

時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 商品関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	銅スワップ取引	原材料	458	—	132
	合計		458	—	132

時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額141百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,421	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,035	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合計	39,456	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	9,442	7,170	4,092	2,694	492
リース債務	1,086	606	346	141	301

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	882円84銭
1 株当たり当期純利益	54円14銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定にあたっては、純資産の部の合計額28,540百万円から非支配株主持分257百万円、A種優先株式払込金額5,000百万円及びA種優先株式配当額175百万円を控除して算出しております。

1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、親会社株主に帰属する当期純利益1,767百万円からA種優先株式配当額350百万円を控除して算出しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - 時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	2年～47年
機械及び装置・車両運搬具	2年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。
 - 一般債権
 - 貸倒実績率によっております。
 - 貸倒懸念債権及び破産更生債権
 - 財務内容評価法によっております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象
相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの
- (3) ヘッジ方針
ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。
ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。
- (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
取引の内容については定期的に取締役会に報告しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理の方法
税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度において、計算書類への影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」(前事業年度139百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」(当事業年度13百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 12,957 百万円
- 保証債務
次の関係会社の借入金及びリース債務等に対する債務保証を行っております。
名幸電子香港有限公司
USドル建契約分 3,673 百万円
(32,743 千USドル)
名幸電子(武漢)有限公司
円建契約分 446 百万円
USドル建契約分 1,314 百万円
(11,716 千USドル)
RMB建契約分 3,011 百万円
(185,200 千RMB)
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.
円建契約分 627 百万円
USドル建契約分 1,104 百万円
(9,847 千USドル)
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.
USドル建契約分 1,207 百万円
(10,764 千USドル)
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。
短期金銭債権 1,480 百万円
短期金銭債務 4,381 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	2,307 百万円
営業取引(支出分)	27,132 百万円
営業取引以外の取引(収入分)	1,285 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	629,244	—	—	629,244

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	104	百万円
退職給付引当金	514	百万円
役員退職慰労引当金	73	百万円
未払事業税	20	百万円
貸倒引当金	1,389	百万円
たな卸資産評価損	34	百万円
減価償却超過額	4	百万円
減損損失	68	百万円
投資有価証券評価損	4	百万円
関係会社株式評価損	2,949	百万円
ゴルフ会員権評価損	19	百万円
投資簿価修正	471	百万円
繰越欠損金	1,192	百万円
繰延ヘッジ損益	14	百万円
繰越外国税額控除限度超過額	341	百万円
その他	17	百万円
繰延税金資産小計	7,221	百万円
評価性引当額	△7,024	百万円
繰延税金資産合計	196	百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△38	百万円
譲渡損益調整勘定	△60	百万円
繰延税金負債合計	△98	百万円
繰延税金資産の純額	97	百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社 エム・ディー・ システムズ	神奈川県 厚木市	15	基板設計	(所有) 直接 19.0%	営業上 の取引	基板仕入 (※1)	205	買掛金	33

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 株式会社エム・ディー・システムズにつきましては、当社取締役 名屋精一が議決権の77.0%を直接所有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 仕入価格は、他社の価格を参考に決定しております。

2. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社山形メイコー	(所有) 直接 100.0%	兼任 3名	営業上の取引	基板仕入(※2)他	5,877	買掛金	1,118
子会社	名幸電子香港有限公司	(所有) 直接 100.0%	兼任 3名	営業上の取引	資金の貸付(※1) 資金の回収(※1) 債務保証(※4)	2,134 2,085 3,379	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1)	2,625 7,685
子会社	名幸電子(広州南沙)有限公司	(所有) 直接 33.7% 間接 66.3%	兼任 3名	営業上の取引	基板仕入(※2)他	9,030	買掛金	1,668
子会社	名幸電子(武漢)有限公司	(所有) 直接 52.4% 間接 47.6%	兼任 4名	営業上の取引	基板仕入(※2)他 資金の回収(※1) 債務保証(※4)	8,130 3,979 4,772	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1) 買掛金	897 448 1,023
子会社	Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	(所有) 間接 100.0%	兼任 4名	営業上の取引	資金の貸付(※1) 資金の回収(※1) 債務保証(※4)	12,796 13,552 1,731	関係会社短期貸付金(※1) 1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1)(※3)	7,292 3,971 6,910
子会社	Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.	(所有) 直接 100.0%	兼任 3名	営業上の取引	資金の貸付(※1) 債務保証(※4)	227 1,207	関係会社短期貸付金 —	224 —

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 短期貸付金及び長期貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(※2) 仕入価格は、他社の価格を参考に決定しております。

(※3) Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.への貸付金に対し、4,500百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、1,259百万円の貸倒引当金の戻入を行っております。

(※4) 債務保証については、金融機関からの借入金及びリース債務等に対する保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

760円83銭

1株当たり当期純利益

23円13銭

(注) 1株当たり純資産額の算定にあたっては、純資産の部の合計額25,088百万円からA種優先株式払込金額5,000百万円及びA種優先株式配当額175百万円を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当期純利益955百万円からA種優先株式配当額350百万円を控除して算出しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。